

令和8年度広島市認定こども園副食費等（教育認定（1号認定））についてのお知らせ（令和8年9月～）

1 副食費について

保護者のみなさまに負担していただく副食費は、給食を提供するための食材料費用に充てられる大変重要な財源です。このことについて十分御理解をいただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

なお、納付期限までに副食費（遅延損害金を含む。）を完納されないため督促を受け、督促状に記載された指定期限までに完納されない場合には、強制執行等の法的手続を行うことになります。

2 副食費免除の決定方法

年収360万円未満相当世帯のお子さんについては、副食費が免除となります。

当該副食費の免除の決定方法については、「令和8年度副食費（教育認定（1号認定））についてのお知らせ（令和8年9月～）」の「2 副食費免除の決定方法」を御覧ください。

詳しくは市ホームページを御覧ください。右の二次元コードからアクセスできます。



3 副食費の額について

令和8年度の副食費の額は次のとおりです。

階層区分			副食費月額		
			3歳以上児（1号認定） 令和5年4月1日以前にお生まれのお子さん		
			第1子	第2子	第3子
A	生活保護法による被保護世帯等		0円 (免除)	0円 (免除)	0円 (免除)
B	市町村民税非課税世帯				
C1～ C6	市町村民税課税世帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が77,101円未満			
C7		所得割合算額 77,101円以上	2,100円	2,100円	

※ 別紙「令和8年度副食費（教育認定（1号認定））についてのお知らせ（令和8年9月～）」の「3 副食費の額について」の「※4」～「※6」を併せて御覧ください。

4 副食費の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園した乳幼児の入園月又は退園月の副食費の額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割計算しません。

- (1) 月の初日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の翌日に入園するとき
- (2) 月の末日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の前日に退園するとき

5 副食費の変更について

次のような場合には、副食費を変更できることがありますので、お早めに区福祉課に御相談ください。

- ① 保護者の家庭状況（世帯構成）に変更があった場合
- ② 同一世帯に属する方が身体障害者手帳等の交付を受けられた場合
- ③ 同居の祖父母等の市町村民税額で副食費を決定している世帯で、父母の前3か月（又は申請月を含む4か月）の平均収入月額に1.2を乗じて得た額が110万円以上になる場合
- ④ 長期入院や里帰り出産等により、広島市認定こども園に入園しているお子さんが、連続して16日以上登園しない場合（1か月前までに届出が必要となります。）

6 副食費の納付について

副食費の納付は、指定預貯金口座から毎月自動的に引き落とされる口座振替を御利用ください。

保育料を口座振替の方法により納付されている方は、副食費も同じ口座から自動的に振替納付されます（金融機関での手続き等は不要です。なお、副食費及び保育料について、別々の口座を指定することはできません。保育料及び副食費に還付金が生じ、その還付金の受取を口座振込で希望する場合も同様の取扱いです。）。

口座振替の申込みは、書類の提出が不要なWEB口座振替受付サービスを御利用ください。詳しくは市ホームページを御覧ください（ページ番号は1003483で検索できます。）。右の二次元コードからもアクセスできます。



なお、区福祉課に備付けの口座振替依頼書でも申込できます。

納付書払いの方は、スマートフォン決済アプリ（PayPay、PayB、楽天ペイ、au PAY、d払い、楽天銀行アプリ）による支払いができます。詳しくは市ホームページを御覧ください（ページ番号は1022602で検索できます。）。右の二次元コードからもアクセスできます。



7 一時預かり事業利用料等の額について

令和8年度の一時的預かり事業利用の額は次のとおりです。

区分	利用料の額
1日当たり4時間以内	350円
1日当たり4時間を超える場合	400円

※ 利用料のほかに、給食代130円/1食、おやつ代50円/1回かかります。

※ 保育の必要性があると認定を受けたこどもの一時預かり事業利用料（給食代、おやつ代等の実費除く）が無償化（償還払い）されます。詳しくは市ホームページを御覧ください。



8 一時預かり事業利用料免除の決定について

生活保護法による被保護世帯等、市町村民税非課税世帯、里親世帯のお子さんについては、利用料（給食代、おやつ代等の実費除く）が免除されます。

9 一時預かり事業利用料等の納付について

一時預かり事業利用料等の納付は、納入通知書により金融機関でお支払いください。

10 問合わせ先について

可部南認定こども園について	安佐北区福祉課	TEL (082) 819-0605 FAX (082) 819-0602
阿戸認定こども園について	安芸区福祉課	TEL (082) 821-2813 FAX (082) 821-2832
一時預かり事業について	幼保給付課	TEL (082) 504-2154